

## ダイバーシティ推進センター令和7年度（令和6年度業績分）教員活動評価実施要領

### 1. 趣旨

この要領は、「埼玉大学における教員活動評価の基本方針」（以下「基本方針」という。）及び「埼玉大学における教員活動評価実施要項」（以下「実施要項」という。）5. に基づき、ダイバーシティ推進センター専任教員における教員活動評価の実施に関し、必要な事項を定めた。

### 2. 評価領域・評価項目

#### （1）大学運営への貢献

- a. 大学内におけるダイバーシティ環境の推進
- b. 他部局・部署等との連携

#### （2）社会への貢献

- a. 地域社会におけるダイバーシティ推進
- b. 地域社会との連携

#### （3）教育活動

- a. ダイバーシティ推進のための教育活動

#### （4）研究・開発に関する業績・活動

- a. ダイバーシティ推進のための研究・開発に関する業績・活動

### 3. 到達基準

教員の作成した教員活動報告書をもとに、次表の基準で評価する。

評価項目	3点の基準	2点	1点の基準
(1) a	大学内におけるダイバーシティ環境の推進に関する優れた取り組みを行った	Default 値	大学内におけるダイバーシティ環境の推進に十分に取り組んでいない
(1) b	他部局・部署等との連携の拡大に取り組んだ	Default 値	他部局・部署等との連携に十分に取り組んでいない
(2) a	地域社会におけるダイバーシティ推進に関する優れた取り組みを行った	Default 値	地域社会におけるダイバーシティ推進に十分に取り組んでいない
(2) b	地域社会との連携の拡大に取り組んだ	Default 値	地域社会との連携に十分に取り組んでいない
(3) a	ダイバーシティ推進のための優れた教育活動を行った	Default 値	ダイバーシティ推進のための教育活動に十分に取り組んでいない
(4) a	ダイバーシティ推進のための研究・開発に関する優れた業績・活動の成果を上げている	Default 値	ダイバーシティ推進のための研究・開発に関する業績・活動の成果を十分に上げていない

### 4. 備考

- (1) 実施要項3.(4)で言及している「領域評価」は行わない。
- (2) 基本方針4.(3)で言及している「個人評価委員会(教員評価委員会)」は設置しない。
- (3) 基本方針5.で言及している「5年間の実績」は対象としない。
- (4) センター長は、教員活動評価の実施に当たり、各教員に対し、活動報告書に記載できなかった事項をセンター長宛に提出するよう要請するものとする。また、活動報告書に記載された事項に疑問がある場合、当該教員の意見を聴取する場合がある。
- (5) センター長はセンターの活動を活性化するため、評価結果を活用するものとする。